

福山商工会議所所報「商工ふくやま」有料折込事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山商工会議所(以下、「当所」という。)が発行する所報「商工ふくやま」(以下、「所報」という。)有料折込事業(以下、「折込事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本折込事業は、会員サービスの一環として、事業所への販売促進機会の提供、および相互の情報交流の場を提供することで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(折込事業の範囲)

第3条 チラシ等の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、折込事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの、またはその恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの、またはその恐れのあるもの
- (4) 会員、および消費者に誤解または不利益を与える恐れのあるもの
- (5) その他、折込事業実施上不適当な事項があるもの

(折込事業内容の基準)

第4条 前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものはサービスを利用できない。

- (1) 広告の主体、および責任の所在が明確でないもの
- (2) 政治活動、選挙に関するもの
- (3) 政治、および社会問題について主義主張を含むもの
- (4) 風俗営業に類するもの
- (5) 商品先物取引、および貸金業に類するもの
- (6) 公衆に不快の念または危害を加える恐れのあるもの
- (7) 宗教団体による布教推進を目的とするもの、または恐れのあるもの
- (8) 事実でないのに、当所が支持、または推奨、あるいは保証しているかのように誤認される恐れのあるもの
- (9) 当所の記事内容を否定するもの
- (10) 著しく所報の品位を損なう恐れのあるもの
- (11) その他、折込事業利用に妥当でないと認められるもの

(案内紙内容の修正)

第5条 当所は、利用者に対して、折込するチラシ等について修正等すべき箇所がある時は、その修正等を求めることができる。

(責任の所在)

第6条 同封するチラシ等の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。

(免責)

第7条 折込事業利用における情報の詳細や取引に関しては、当事者間で直接連絡交渉するものとし、利用により生じた取引上の問題等について、当所は一切の責任を負わない。

(発行)

第8条 チラシ等を同封する所報は、原則毎月15日に発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。

(利用料)

第9条 利用料は、次に定める料金とする。

- (1) 会員事業所利用料は55,000円(税込)(製作・印刷済のチラシを納品)。
- (2) 非会員事業所における利用料は、前号に定める会員事業所利用料に 2 倍の料金を加算した額とする。
- (3) 1枚当たりの重量は、10g未満とする。

2. 当所は特別の事由があると認める時は、前項に定める利用料を減免することができる。

(支払)

第10条 折込事業利用者は、折り込まれた所報発行後に前条に規定する利用料を当所が指定する期限内に納入する。

(納品)

第11条 利用者は、所報に同封するチラシ等を当所が指定する数量(5,600枚)を当所へ納品する。ただし、残部が生じた場合には原則として返却しない。

2. 納品する日は、発行日の前月末日(休日の場合はその翌営業日)までとする。

(同意確認)

第12条 折込事業利用を希望する者は、利用希望月の前月15日までに、利用申込書と一緒にチラシ案を当所へ提出する。